

山陽小野田市耐震改修促進計画

平成 31 年 (2019 年) 4 月

(令和 5 年 (2023 年) 3 月変更)

山陽小野田市

目次

第1章	計画の基本的事項	— 1
第1節	計画の背景と目的	— 1
1	計画の背景	— 1
2	計画の目的	— 1
第2節	計画の位置づけ等	— 2
1	計画の位置づけ	— 2
2	計画期間	— 2
3	耐震化の目標を設定する建築物について	— 2
第3節	想定される地震の規模、想定される被害の状況等	— 3
1	菊川断層による地震	— 3
2	南海トラフ巨大地震	— 3
第4節	用語の定義等	— 4
1	用語の定義	— 4
2	法における規制対象建築物	— 5
第2章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	— 6
第1節	耐震化の現状	— 6
1	住宅	— 6
2	多数の者が利用する建築物等	— 6
第2節	耐震改修等の目標の設定	— 8
第3節	公共的な建築物の耐震化の目標	— 9
第3章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	— 11
第1節	耐震診断・改修に係る基本的な取組方針	— 11
1	役割分担	— 11
2	事業の実施方針	— 13
3	地震時の建築物の総合的な安全対策の方針	— 13
第2節	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	— 13
1	市が実施する支援策	— 13
2	耐震化緊急促進アクションプログラム	— 14
第3節	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	— 14
1	消費者への情報提供	— 14
2	相談窓口の設置	— 14
3	技術者育成	— 14
第4節	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	— 14
1	窓ガラスの落下防止対策	— 14
2	大規模建築物における天井崩落対策	— 15
3	地震におけるエレベーターの閉じ込め防止対策	— 15

4	ブロック塀の倒壊対策	— 16
第5節	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	— 16
第4章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	— 17
第1節	地震防災マップの作成及び公表	— 17
第2節	相談体制の整備及び情報提供の充実	— 17
第3節	パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	— 17
1	啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用	— 17
2	多数の者が使用する建築物に対する普及・啓発	— 17
第4節	リフォームにあわせ耐震改修の誘導	— 17
第5節	自主防災組織、自治会等との連携	— 18
第5章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	— 19
第1節	関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要	— 19
第2節	その他	— 19
1	地震保険の加入促進	— 19
2	被災建築物応急危険度判定等の実施	— 19
3	その他	— 20

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1. 計画の背景

平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準を満足していない昭和56年(1981年)5月以前の旧耐震基準で建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じた事を契機としてこれらの建築物を、現行基準と同等の耐震性能とする事を目的として、平成7年(1995年)10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定された。

その後、鳥取県西部地震(平成12年(2000年)10月)、新潟県中越地震(平成16年(2004年)10月)、福岡県西方沖地震(平成17年(2005年)3月)、東日本大震災(平成23年(2011年)3月)、熊本地震(平成28年(2016年)4月)、北海道胆振東部地震(平成30年9月)など、各地で大規模な地震が頻発し、いっどこで地震が起きてもおかしくない状況にある。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、大阪府北部を震源とする地震(平成30年6月)においてはブロック塀にも被害が発生した。このように、大地震による建築物等の被害はいっどこで発生してもおかしくない状況である。

また、南海トラフ地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このため、地震による死者数を減少させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、平成17年(2005年)11月に耐震改修促進法が改正(平成18年(2006年)1月施行)され、都道府県は『耐震改修促進計画』を策定することを義務づけられた。市町においても、基本方針や県耐震改修促進計画を踏まえ、『市町耐震改修促進計画』を策定するように努めることとされた。

2. 計画の目的

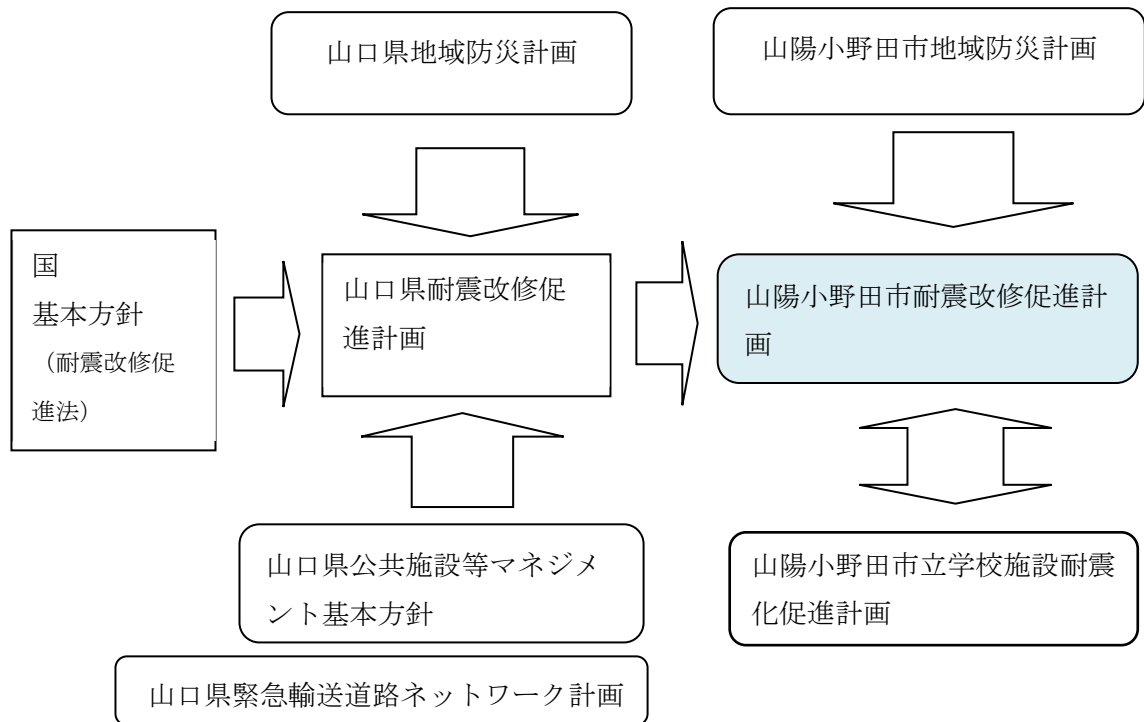
「山陽小野田市耐震改修促進計画」(以下「市計画」という。)は地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を防ぐため、旧耐震基準で建築された建築物の耐震診断や現行耐震基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、市における建築物の耐震化の促進を図ることを目的とする。

第2節 計画の位置づけ等

1. 計画の位置づけ

市計画は、国が策定した基本方針に基づき、市内の既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「山陽小野田市地域防災計画」の関連計画となるものである。

【図 1-1】計画の位置づけのイメージ

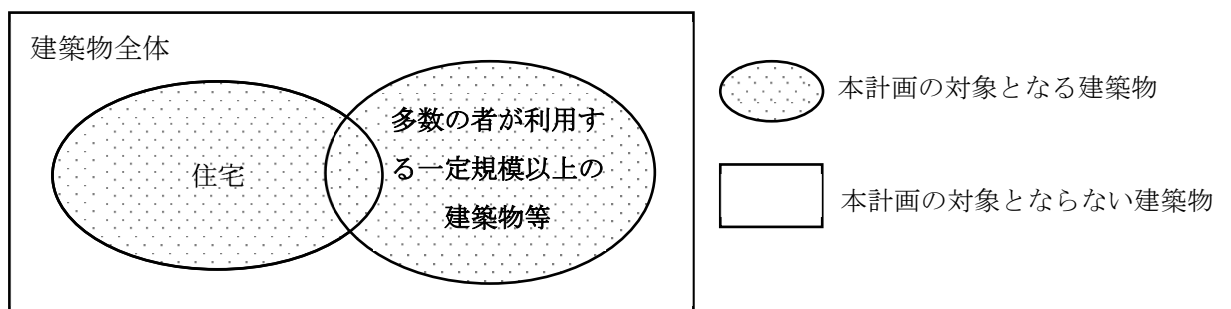


2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)までとする。なお、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 耐震化の目標を設定する建築物について

耐震化の目標を設定する建築物は、住宅及び多数の者が利用する建築物等のうち耐震改修促進法第14条各号に掲げる規模、用途の建築物(以下「多数の者が利用する建築物等」という。)とする。



第3節 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

山陽小野田市地域防災計画では、本市に被害をもたらす可能性がある最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70～80%程度の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからない「菊川断層による地震」及び「周防灘断層群主部による地震」がある。また、主要な断層ではないものの、文献に記載された「厚狭東方断層による地震」があり、活断層等の地震による被害想定がされている。

1. 菊川断層による地震

・想定される震度

菊川断層が動いた場合、本市では、震度6強が想定される。

・予想される被害

本市においては、建物被害が全壊396戸、半壊2,291戸、人的被害が死者13人、負傷者184人、帰宅困難者等3,147人が想定されている。

2. 南海トラフ巨大地震

・南海トラフ巨大地震から想定される震度

南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市では、震度5弱が想定される。

・予想される被害

本市においては、建物被害が全壊746戸、半壊3,099戸、人的被害が死者77人、負傷者3人、帰宅困難者等3,988人が想定されている。

山陽小野田市において観測された地震

【表1-2】山陽小野田市において近年観測された規模の大きい地震

発 生 年 月 日	マグニチュード	市内の震度	震央
平成22年(2010年)12月26日	3.9	3	山口県西部
平成26年(2014年)3月14日	6.2	3	伊予灘
平成27年(2015年)7月13日	5.7	3	大分県南部
平成28年(2016年)4月14日	6.5	3	熊本県熊本地方
平成28年(2016年)4月16日	7.3	4	熊本県熊本地方
平成28年(2016年)4月16日	5.3	3	熊本県熊本地方
平成28年(2016年)4月16日	5.9	3	熊本県熊本地方
平成30年(2018年)4月9日	6.1	3	島根県西部
令和4年(2022年)1月22日	6.6	4	日向灘

(令和5年(2023年)2月現在)

(気象庁ホームページより)

第4節 用語の定義等

1. 用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとし、特に定めのない場合は、法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例による。

用語	定義
法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月）
基本方針	国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（法第4条、国土交通省告示第184号）
計画	山陽小野田市耐震改修促進計画（法第6条）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築物の耐震診断・改修等の指導、助言及び指示等を行う行政庁。本県の場合、全ての建築物を所管する行政庁は、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市及び周南市。木造住宅等の小規模な建築物を指示対象とする行政庁は、長門市及び山陽小野田市が該当
現行耐震基準 (新耐震基準)	昭和56年6月1日の建築基準法改正以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの
多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物）	① 多数の者が利用する一定規模以上の建築物、② 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場、③ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（法第14条各号）
要安全確認計画記載建築物	防災拠点となる建築物又は緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって、耐震診断及びその結果の報告を義務付けることを県又は市町の計画に記載した建築物（法第7条各号）
要緊急安全確認大規模建築物	① 病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物、② 学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物、③ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場のうち大規模な建築物（法附則第3条第1項各号）
耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物で、耐震診断の実施とその結果を所管行政庁への報告が義務付けられた建築物
定期調査報告	安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物の所有者や管理者が、建築物の状況を定期的に調査し、特定行政庁に行う報告 (建築基準法第12条第1項)

2. 法における規制対象建築物

規制対象一覧			
用途	特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁の指導・助言対象)	特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁の指示対象)	耐震診断義務付け対象建築物 (所管行政庁への耐震診断結果の報告対象)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以下に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物

多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物等

要安全確認計画記載建築物

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の現状

1. 住宅

平成30年(2018年)住宅・土地統計調査によると山陽小野田市内の住宅総数は約29,900戸、うち居住世帯がある住宅数は約25,200戸であり、1割強の住宅の過剰状態((a)/(b))となっている。

【表2-1】住宅総数及び居住世帯のある住宅数

地区	住宅総数(a)	居住総数(b)	(a)/(b)
山口県	719,900	591,000	1.21
山陽小野田市	29,860	25,160	1.18

平成30年(2018年)住宅・土地統計調査による

市内の耐震改修の実施状況に関する統計データがないため、平成30年(2018年)の住宅・土地統計調査を基に、居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率を推計すると約77.2%で、山口県平均(81%)と全国平均(約87%)を下回る水準となっている。

【表2-2】居住世帯がある住宅の耐震化状況

地区	建て方	戸数 (居住世帯)	耐震性あり	耐震化率
山陽小 野田市	木造住宅	15,770	11,380	72.2%
	共同住宅等 ^(注)	9,390	8,040	85.6%
	計	25,160	19,420	77.2%

平成30年(2018年)住宅・土地統計調査による(「耐震性」ありは推計)

注) 共同住宅等

木造戸建て住宅及び防火木造戸建て住宅以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅

2. 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等は、表2-3によると、市内に258棟あり、そのうち耐震性がある建物は234棟である。耐震化率は90.7%であり、県平均(85%)を上回る水準となっている。

【表 2-3】多数の者が利用する建築物等（表 1-1）の耐震化の状況(用途別)

建築物用途	棟数	耐震性有		耐震化率
		昭和 56 年(1981 年) 5 月以前	昭和 56 年(1981 年) 6 月以降	
学校	50 棟	20 棟	28 棟	96%
体育館	1 棟	0 棟	1 棟	100%
病院	8 棟	0 棟	8 棟	100%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	2 棟	0 棟	1 棟	50%
集会場、公会堂	2 棟	1 棟	1 棟	100%
百貨店、マーケット等	4 棟	0 棟	4 棟	100%
ホテル、旅館	5 棟	0 棟	4 棟	80%
賃貸住宅、寄宿舎、寮	72 棟	15 棟	54 棟	96%
事務所	4 棟	0 棟	1 棟	25%
老人ホーム、老人福祉センター、身体障がい者福祉ホーム等	43 棟	1 棟	40 棟	98%
幼稚園、保育所	14 棟	4 棟	10 棟	100%
公衆浴場	1 棟	0 棟	1 棟	100%
銀行	1 棟	0 棟	1 棟	100%
工場(危険物除く)	36 棟	2 棟	24 棟	72%
公益上必要な建物(庁舎)	7 棟	1 棟	4 棟	71%
危険物貯蔵庫	8 棟	0 棟	8 棟	100%
合計	258 棟	44 棟	190 棟	91%

令和元年(2019年)現在

$$\text{注) 耐震化率} = \frac{\text{耐震性有 (多数の者が利用する建築物等数)}}{\text{全ての多数の者が利用する建築物等数}}$$

耐震性有：昭和 56 年(1981 年) 6 月以降の建築物及び昭和 56 年(1981 年) 5 月以前の建築物で耐震性があると確認されたもの及び耐震改修済みの建築物数(棟単位)

耐震性無：昭和 56 年(1981 年) 5 月以前の建築物で耐震診断未診断及び耐震性がないと確認された建築物数(棟単位)

【表 2-4】多数の者が利用する建築物等（表 1-1）の耐震化の状況（所有者別）

所有者	棟数	耐震性有	耐震化率
国	2 棟	2 棟	100%
県	33 棟	33 棟	100%
市	66 棟	60 棟	91%
民間所有	158 棟	140 棟	89%
計	259 棟	235 棟	97%

令和元年(2019年)現在

【表 2-5】昭和 56 年(1981 年)5 月以前に建築された多数の者が利用する建築物等数

所有者	棟数	耐震診断済	耐震性有		
			診断の結果耐震性有	耐震改修済	計
国	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
県	14 棟	14 棟	8 棟	6 棟	14 棟
市	22 棟	21 棟	5 棟	11 棟	16 棟
民間所有	32 棟	17 棟	4 棟	10 棟	14 棟
計	68 棟	52 棟	17 棟	27 棟	44 棟

令和元年(2019年)現在

第 2 節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針において、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅を、令和 7 年までに耐震性が不十分な耐震義務付け対象建築物を概ね解消することを目標としている。

本市の耐震化率は、住宅については、平成 30 年(2018 年)時点で約 77%と山口県平均の約 81%、全国平均の約 87%に比べて低い。多数の者が利用する建築物等については、約 91%で、山口県平均の約 85%を上回っており、全国平均の約 86%を上回っている。

住宅の耐震化率については、現状の耐震化率を踏まえ、令和 7 年度(2025 年)までに、引き続き、県と同じ 90%とすることを目標とする。

耐震化率の目標を達成するためには、一戸建ての木造住宅に対する支援制度の積極的な活用を促し、耐震化を促進していく必要がある。

多数の者が利用する建築物等の耐震化率については、市は、現状の耐震化率に市が計画している耐震改修を積み上げた数を目標とし、民間は、市の計画と同数の耐震改修を積み上げた数を目標とする。

なお、多数の者が利用する建築物等の所有者別の耐震化率は、市有建築物が約 91%、民間所有が約 89%である。

【表 2-6】住宅の耐震化の目標

		現状		令和 7 年度 (2025 年) 目標 (耐震化率)
住宅	総数	25,160 戸	⇒	90.0%
	うち耐震性有	19,420 戸 (77.2%)		
	うち耐震性無	5,740 戸 (22.8%)		

【表 2-7】多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標

所有者		現状		令和 7 年度 (2025 年) 目標 (耐震化率)
市		66 棟	⇒	概ね解消
	うち耐震性有	60 棟 (約 91%)		
民間		158 棟	⇒	概ね解消
	うち耐震性有	140 棟 (約 89%)		
合計		224 棟	⇒	概ね解消
	うち耐震性有	200 棟 (約 89%)		

第 3 節 公共的な建築物の耐震化の目標

庁舎、学校、病院、公営住宅等は、地震などの災害が発生した場合、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設となる。

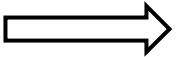
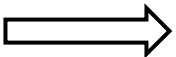
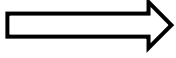
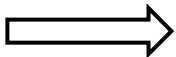
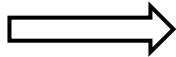
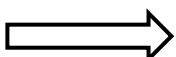
また、幼稚園、保育所、老人ホーム、福祉ホーム、障がい者施設などは災害時に利用者自らが、自力で避難することが難しい用途の建築物である。

このため、これらの公共的な用途に使用され、かつ多数の者が利用する建築物等に該当する建築物の耐震化は、他の多数の者が利用する建築物等に比べより耐震化を促進する必要がある。

多数の者が利用する建築物等の耐震化率については、市は、現状の耐震化率に市が計画している耐震改修を積み上げた数を目標とし、民間は、市の計画と同数の耐震改修を積み上げた数を目標とする。

このことから、これらの公共的な建築物は、各用途別に表 2-8 のとおりとする。

【表 2-8】 公共的な建築物の各用途別耐震化の目標

施設名	現状 (耐震化率)		令和7年度(2025年) 目標(耐震化率)
1 学校(小学校、中学校)	96%		100%
2 病院	100%		既達成
3 公益上必要な建築物(庁舎)	71%		83%
4 公営住宅	100%		既達成
5 幼稚園、保育所	100%		既達成
6 老人ホーム、福祉ホーム、障がい者施設	98%		100%

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

県、市、建築物所有者、建築関係技術者、住宅・建築関係団体及び自主防災組織、自治会等（以下「自治会等」という。）と共働し、以下に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修を進める。

1. 役割分担

(1) 市の役割

市は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民が行う耐震診断・耐震改修を支援し、連携して以下のことを実施する。

<p>① 耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none">・市耐震改修促進計画の見直し・耐震化緊急促進アクションプログラムの策定、毎年度支援目標を設定し、実施・達成状況を把握・検証
<p>②耐震診断及び耐震改修等の実施、促進</p> <ul style="list-style-type: none">・市有建築物の耐震改修等の計画的な実施・民間建築物の耐震診断・耐震改修等の促進・特に耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震改修等の誘導・耐震診断等に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施の他、税制補助のための証明等・避難路等の設定
<p>③所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none">・耐震診断・耐震改修等相談窓口の設置・運営・所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等・自治会組織との連携による建築物の耐震性向上、家具の転倒、ブロック塀の倒壊対策等の実施・地震ハザードマップの策定による注意喚起
<p>④県、建築関係団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・県、建築関係団体との連携体制の構築

(2) 建築物所有者等

建築物の耐震化は、所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は以下のことに努める。

<p>①建築物の耐震化の促進等</p> <ul style="list-style-type: none">・自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施・耐震診断の結果を踏まえた、耐震改修の実施（建替えを含む）

(3) 建築関係技術者

県、市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切なアドバイス等、以下のことに努める。

①所有者等に対する普及啓発、情報提供 ・所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言
②耐震改修等の実施 ・耐震改修等の業務の適切な実施
③技術の向上、研さん ・耐震診断及び耐震改修等の講習会等の受講、受講者名簿への登録 ・技術の向上、研さん

(4) 住宅・建築関係団体

県、市が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことに努める。

①所有者等に対する普及啓発、情報提供 ・耐震改修等相談窓口の設置、運営 ・耐震講習会等の実施
② 耐震診断業務の促進 ・耐震診断を行う者に対する情報提供 ・耐震診断アドバイザー派遣等
③県、市との連携 ・耐震診断及び耐震改修の促進のための県、市への協力

(5) 自主防災組織、自治会等

建築物の耐震化の促進については、地域自らの問題として自治会等を通じて、以下のことに努める。

①普及啓発、情報提供 ・建築物の耐震性向上のための点検や家具の転倒防止対策、ブロック塀の倒壊防止対策等のPR ・自主防災組織による防災マップの作成
--

2. 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠である。市は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、県と連携して所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度などにより、住宅・建築物の耐震化を進めるものとする。

3. 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

平成 17 年(2005 年)の福岡県西方沖地震や宮城県沖地震などでみられるように、地震の発生により窓ガラスや天井といった建築物の二次部材の落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エレベーター内の閉じ込め等の事故が起きている。地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化だけでなく、これらの二次部材の耐震化も図る必要がある。

このため、県は建築基準法による定期調査報告^{注)}対象建築物については、定期調査報告の提出時や防災査察等の機会をとらえて、現行基準に適合していないと考えられる建物に対して、耐震改修を行うように指導・助言する措置を講ずる。

注) 定期調査報告

安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物の所有者や管理者が、建築物の状況を定期的に調査し、特定行政庁に行う報告(建築基準法第 12 条第 1 項)

第 2 節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

令和 7 年度(2025 年)までに耐震化率を目標数値まで引き上げるためには、昭和 56 年(1981 年)5 月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替えを促進させる必要がある。昭和 56 年(1981 年)5 月以前の建築物の中には、耐震性を有するものもあると推測されるが、耐震診断を行っていないために、その実態は不明である。このため、耐震性の判断がされないために、耐震改修や建替えは進んでいないと推測される。また、耐震診断及び耐震改修をより一層促進するために、本市は県と協力して、国の補助事業等を活用した助成制度により住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

1. 市が実施する支援策

市は、平成 20 年度(2008 年度)から国及び県の補助事業を活用して、耐震診断又は耐震改修を行う者に対する住宅・建築物耐震化促進事業を行っていく。

住宅・建築物耐震化促進事業(住宅)

耐震診断(昭和 56 年(1981 年)5 月 31 日以前に着工された一戸建ての木造住宅)

無料耐震診断員を派遣する。

耐震改修(昭和 56 年(1981 年)5 月 31 日以前に着工された一戸建ての木造住宅)

木造住宅耐震改修工事(簡易補強を含む。)について補助金を交付する。

2. 耐震化緊急促進アクションプログラム

市は、住宅の耐震化を促進するため、具体的な行動計画をアクションプログラムとして定め、住宅の耐震化を推進する。

第3節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

1. 消費者への情報提供

市は、県と連携して以下の情報提供を行う。

(1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、安心できる住まい方の提案等を記載したリーフレットや、リフォームにあわせた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例集を、相談窓口を設置するとともに、ホームページ（以下「HP」という。）等で紹介する。

(2) 優良技術者の紹介

講習会の受講修了者を登載した「山口県木造住宅耐震診断・改修技術講習会受講修了者名簿」を相談窓口、HPでの閲覧等により、優良な技術者を紹介する。

(3) 優良事業者の紹介

建築関係団体と連携し、一定の要件を満たすリフォーム業者の登録を行い、耐震診断・耐震改修等窓口やHPでの閲覧等により優良事業者を紹介する。

県・市有建築物の耐震診断の実績がある事業者について、HP等で公開する。

(4) 耐震性がある建築物の情報提供

耐震改修等の実施の有無の判断を容易にするため、定期報告対象建築物については、定期報告の提出書類として耐震改修の有無等の書類の提出を求め、その情報を一般に閲覧可能とする。

2. 相談窓口の設置

市において耐震診断・耐震改修等の相談を受けられる体制を充実する。また、県と連携して相談を受ける職員のレベルアップのための研修を行う。

3. 技術者育成

県と連携して耐震診断を行う技術者や耐震改修工事を行う技術者向けの講習会を開催する。

第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1. 窓ガラスの落下防止対策

昭和53年(1978年)6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方式の建築基準法関連告示^{注)}が改正された。

その後、平成17年(2005年)3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華

街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

さらに、東日本大震災では、建物の外装材が剥離・落下する被害が多数確認されたことから、現行の基準に適合しない窓ガラスを有する建築物については、定期報告の作成時や防災査察、防災パトロール等の実施時に改修・改善等指導する。

注) 建築基準法関連告示改正

昭和 53 年(1978 年)に、屋外に面したはめごろし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないように基準が改正された。

2. 大規模建築物における天井崩落対策

平成 13 年(2001 年)に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩壊したことを受けて、天井の振れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準(「大規模建築物の天井崩落対策について(技術的助言)」(平成 15 年 10 月 15 日付け国住指第 2402 号))が作成された。

その後、平成 17 年(2005 年)8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について、国から再度技術基準への適合が求められた。

さらに、平成 23 年(2011 年)3 月に発生した東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことから、平成 25 年(2013 年)7 月に、建築基準法施行令が改正され、天井の脱落防止措置の基準が定められたことに伴い、建築物の定期調査報告に係る調査方法が見直された。

このことから、技術基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模な修繕等を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して必要な指導・助言を行う。

3. 地震におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年(2005 年)7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要性がある。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、平成 19 年(2007 年)以降の「昇降機耐震設計・施工指針」^{注)}(以下「新指針」という。)によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

このため、新指針に適合しない既存エレベーターの所有者等に対して、新指針と同様の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置の設置も合わせて指導する。

注) 昇降機耐震設計・施工指針

建設省(現国土交通省)から委託を受けた(一財)日本建築センターに設置された「昇降機耐

震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工について一般的な指針を定めたもの。

4. ブロック塀の倒壊対策

昭和53年(1978年)6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことなどによりブロック塀に関する基準が改正された。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要性がある。

このため、自治会等の組織を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自治会等による危険マップの作成に対し、市が県と連携して協力するなど危険防止対策を講じる。

また、ブロック塀の代わりに生け垣を設置するなど、地震時のブロック塀の倒壊を防止する工法への転換をPRする。

第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく道路は、地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路を定めることとなっている。

県では、平成9年3月に策定した「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、緊急輸送を確保するため必要な道路(緊急輸送道路)を定めている。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されるとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

県では、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」の第一次緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路として指定している。

市においては、今後、県と連携を図り、当該道路周辺の建築物の状況の調査や、住民への周知を行い、指定に向けて検討する。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

第1節 地震防災マップの作成及び公表

住宅・建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者の意識向上を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）の作成が重要である。地震防災マップは、地震による地盤の揺れやすさについて、市における市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分とする必要がある。

本市では、市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ「山陽小野田市ゆれやすさマップ(地震防災マップ)」を作成し、HPで公表している。

地震防災マップは、必要に応じて見直しを行う。

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震改修等など、住宅・建築物の耐震化について市民の相談に適切に対応するため、建築住宅課に耐震診断・耐震改修等相談窓口を設置する。

【表 4-1】市の相談窓口

窓口名称	担当係	電話番号
山陽小野田市役所 建設部建築住宅課	建築係	0836-82-1167
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号		

相談窓口においては、耐震診断、耐震改修、助成制度、税制等についての相談及び情報提供などを行うこととする。

また、市民からの住宅・建築物の耐震化及び安全な住まい方に対する相談に適切に対応できる体制作りのために、県と連携して相談員を対象とした研修を行う。

第3節 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震改修等を促進するため、県と連携して以下の事業を実施する。

1. 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、効果的な耐震改修の提案として、リフォームに合わせた住宅耐震改修法を紹介する事例集を、相談窓口を設置するとともに、HP等で紹介する。また各種セミナー等においても活用することとする。

2. 多数の者が利用する建築物に対する普及・啓発

多数の者が利用する建築物等の耐震化を図るために、県と連携して定期報告対象建築物については、定期的な調査に併せて、耐震診断、耐震改修に努める。

第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューア

ル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

このため、リフォームと合わせて耐震改修が行われるよう、HPやセミナー等を活用して、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

第5節 自主防災組織、自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域は皆で守る」ことが重要であるので、自治会等毎で地震についての対策を講じることが肝要である。

また、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、住民に最も身近な自治体である市が地域の自治会等と連携しての対策が必要である。

自治会との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去、家具の転倒防止等の取組みを行うことが重要である。市は、これらの活動への技術者の派遣等必要な支援を県から受け、この取組みを行うこととする

・それぞれの役割

山 口 県：市町に対する支援、技術的支援や耐震化に対する情報提供等

市：自治会等に対する支援、自治会等と協働による地域の点検、地域毎での普及啓発活動

自治会等：住民同士の連携の強化、回覧板や掲示板等による情報の提供防災訓練の実施等

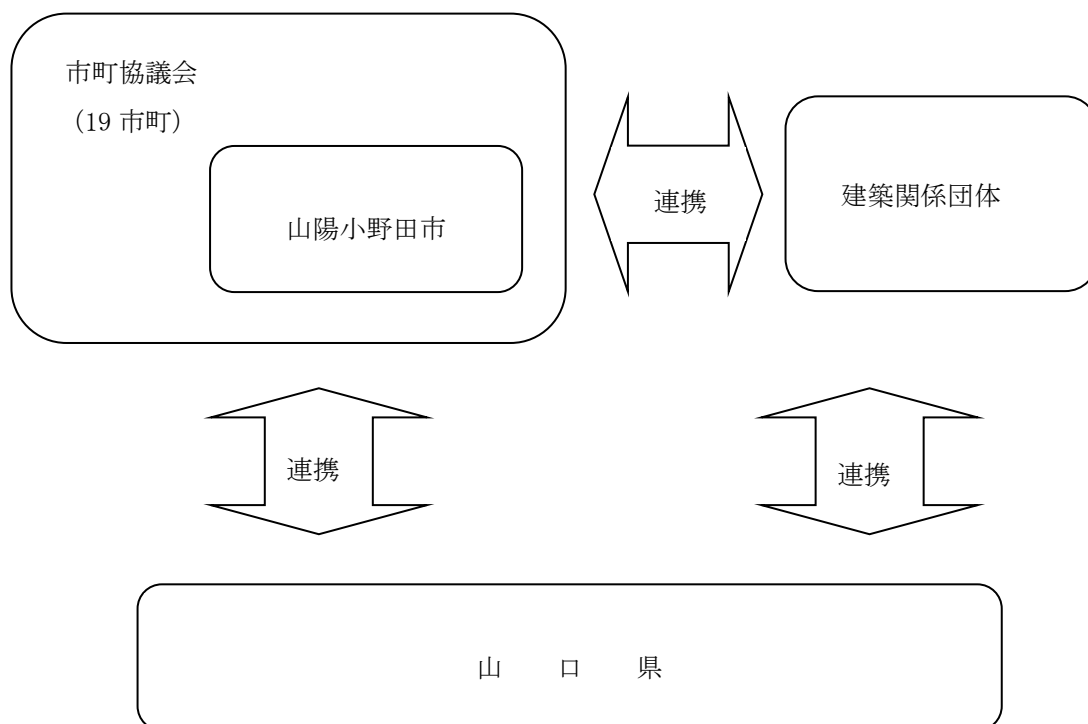
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要

県は県内市町と連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、県内の建築物の耐震診断・耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行っている。

併せて、(一社)山口県建築士会、(一社)山口県建築士事務所協会をはじめ県内の住宅・建築関係団体に対して、耐震診断・耐震改修等の促進に引き続き協力いただくよう要請し、連携を強化する。

【図5-1】関係団体等による連携のイメージ



第2節 その他

1. 地震保険の加入促進

山口県は、地震保険の世帯加入率が29.5%と全国平均(34.6%)より5.1ポイント下回り、全国順位28位(損害保険料率算出機構(令和3年(2021年)))となっている。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効手段と考えられることから、県と連携し、広報などにより地震保険の加入の促進に努めることとする。

2. 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び住宅等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空き家住宅の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等も適切な対応を行う。

3. その他

その他必要な事項は別途定める。

附 則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。